

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：林業振興費

事業名 水源地域保全対策推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 森林保全課 水源林保全係 電話番号：058-272-8496

E-mail：c11519@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 543 千円 (前年度予算額：1,250 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,250	0	0	0	0	0	0	0	1,250
要求額	543	0	0	0	0	0	0	0	543
決定額	543	0	0	0	0	0	0	0	543

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

県民の財産である「清流の国ぎふ」の豊かで澄んだ水を後世に引き継いでいくために、「岐阜県水源地域保全条例」を中心に水源地域の保全施策を実施する必要がある。そのため、条例に基づく事前届出制度の周知をはじめとして、県民に水源地域保全の意識を醸成していく。

(2) 事業内容

- 水源地域の指定・変更・解除
 - ・水道水源の取水地点及びその周辺区域を水源地域として指定し、水源の状況により、新たな指定、指定の変更又は指定の解除を行う。
- 土地取引又は開発行為に係る事前の届出に対する助言
 - ・水源地域内の土地売買等の契約又は開発行為を行う前に届出を提出させ、県が届出者に対して助言を行う。
- 条例の広報活動
 - ・説明会の開催等により条例の周知を行う。
- 岐阜県水源地域保全審議会の開催
 - ・水源地域の指定、指定の変更又は指定の解除にあたって意見を聴取するため、「岐阜県水源地域保全審議会」（委員7名）を開催する。
 - ・また、県が届出者に対して助言をする際、必要に応じて同審議会の意見を聞く。

(3) 県負担・補助率の考え方

県負担 10/10（県独自の条例であるため）

(4) 類似事業の有無
なし

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報酬	147	岐阜県水源地域保全審議会の委員報酬
旅費	263	岐阜県水源地域保全審議会の委員旅費、説明会等旅費
需用費	58	消耗品費
役務費	16	郵便代
報償費	21	専門調査員報償費
会議費	3	消耗品費
使用料及び賃借料	35	会場借上料
合計	543	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・ 第四期 岐阜県森林づくり基本計画
森林づくりの推進
 - 1 災害に強い循環型の森林づくり
 - (1) 激甚化する災害に備えた山地防災力の維持・強化
 - (2) 100年先を見据えた森林づくりの方向性と仕組みづくり

(2) 国・他県の状況

現在、全国20道府県(岐阜県含む)が同様の条例を制定している。

(3) 後年度の財政負担

条例運用に係る費用負担が継続的に発生する。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

水源地域内の土地売買・開発行為について事前の届出制を導入することで、売買等の情報を把握し、売主や買主又は開発行為者に対して適正な土地利用を促すための助言を行い水源地域の保全を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

水源地域は、水道水源を保全すべき対象のことであり、一概に指定する面積が広ければよいと言えるものではない。また、届出件数は、水源地域内における売買件数等の多少に左右されるもので、多ければよいと言えるものではない。

（これまでの取組内容と成果）

令和 4 年度	（取組内容） ・岐阜県水源地域保全審議会 1回 ・水源地域に指定された地域の住民等に対する説明会の開催 5回 ・土地の所有権等の移転等の届出にかかる助言・指導 28件 ・開発行為の届出にかかる助言・指導 7件 （成果） ・土地売買等・開発行為の事前届出の情報を市町村と共有した。 ・届出にかかる土地利用について、適切な助言を行うことにより、水源地域の保全が図られた。
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和 5 年度	（取組内容） ・岐阜県水源地域保全審議会 1回 ・水源地域に指定された地域の住民等に対する説明会の開催 6回 ・土地の所有権等の移転等の届出にかかる助言・指導 30件 ・開発行為の届出にかかる助言・指導 2件 （成果） ・土地売買等・開発行為の事前届出の情報を市町村と共有した。 ・届出にかかる土地利用について、適切な助言を行うことにより、水源地域の保全が図られた。
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和 6 年度	（取組内容） ・岐阜県水源地域保全審議会 1回 ・水源地域に指定された地域の住民等に対する説明会の開催 3回 ・土地の所有権等の移転等の届出にかかる助言・指導 40件 ・開発行為の届出にかかる助言・指導 3件 （成果） ・土地売買等・開発行為の事前届出の情報を市町村と共有した。 ・届出にかかる土地利用について、適切な助言を行うことにより、水源地域の保全が図られた。
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない</p>	
(評価) 3	<p>土地取引(水源林等の売買)を規制する法令はない。取得目的が不明な土地売買により、無秩序な伐採や開発により水道水等の濁水・汚濁が生じ、県民の不安につながるおそれがあることから条例を制定して、売買等の情報を事前に把握し、土地所有者等に対し適切な土地利用について助言等を行っている。さらに、令和3年1月から開発行為の届出制度を導入し、水源地域の保全をより強化した。</p>
<p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり 2:期待どおりの成果あり 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない</p>	
(評価) 2	<p>令和6年度末までに土地売買等に関する届出(変更含まず)が267件、開発行為の届出(変更完了含まず)が14件あった。</p>
<p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている</p>	
(評価) 1	<p>水源地域の新たな指定や指定の解除を適宜行い、地域事情を反映した水源地域の保全に取り組んでいる。</p>

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 条例の趣旨や水源地域を保全する意義についての県民の認知度の向上が必要である。</p>

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 引き続き、地域説明会や県ホームページ等を活用した広報を通して、条例の周知に取り組む。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	【〇〇課】